

トヨタカローラ長崎株式会社
女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員がその能力を十分発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2029年3月31日

2. 内容

【女性の活躍推進の目標と取り組み】

目標1 有給休暇の取得日数を一人当たり年間平均12日以上とする (昨年実績10.2日)
--

〈対策〉	2024年	4月～	取得状況の把握
	2025年	4月～	毎月の会議で取得状況を報告し取得促進と周知を行う
	2026年	4月～	取得率の低い部門への支援策を検討
	2027年	4月～	次年度以降の施策を検討し見直しを行う

【次世代育成支援対策の目標と取り組み】

目標2 配偶者の出産時に父親が取得できる出産時特別休暇（2日）の取得率を向上する
--

〈対策〉	2024年	4月～	特別休暇制度について男性社員に周知し、取得を促す
	2025年	4月～	進捗状況の分析、周知方法の見直しを毎年行う

目標3 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

〈対策〉	2024年	4月～	受入れについて検討開始
	2024年	6月～	各店舗へ説明および体制作り、受入れ開始
	2025年	4月～	進捗状況の分析、受入れ拡大に向け見直しを毎年行う